

## 令和5年度大学連携「リカレントプログラム」実施大学募集要項

京都府では、スキルを持ちながら出産、育児等により離職するなど就業におけるブランクがある女性の、働きたいというニーズに対応するため、「リカレントプログラム」を実施します。今年度、京都府と共同実施できる京都府内の大学及び短期大学を、下記のとおり募集します。

### 1 募集事業の内容

女性の学びとキャリア形成・就労支援を一体的に行うため、京都府と共同実施する「リカレントプログラム」

### 2 募集要件

京都府内に所在する学校教育法第83条に定める大学もしくは同第108条に定める短期大学（以下「大学」という。）であって、「リカレントプログラム」を実施し、京都府と連携し、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う大学。

### 3 大学が実施する講座等の要件

- (1) 各大学の特性に応じて、就業におけるブランクのある女性のキャリア形成・就労につながる内容とすることとし、学生向けに開講されている科目をプログラムに位置づけることは可能であるが、受講生のネットワークを形成することを目的とした基礎的な講座を含め、リカレントプログラム受講生のみで構成する科目を必ず開設し、総時間数を60時間以上で組み立てること。学校教育法の規定に基づく「履修証明制度」が適用されるプログラムとすることが望ましい。
- (2) 受講者の募集については大学が行うこととするが、京都府と連携した女性のための再就職支援プログラムであることを募集要項等に明記すること。
- (3) 応募対象者は就業におけるブランクのある女性に加えて、転職希望等の女性を対象とすることも可能とする。
- (4) 受講者の選考については大学が実施・決定すること。
- (5) 大学が独自事業として男性の受講を認めることは可能であるが、本事業の趣旨に鑑み過半数以上が女性になるよう努めること。
- (6) 本事業の講座開始から就労までの間、受講者及び京都府との連絡調整を行う担当者を配置すること。
- (7) 事業推進にあたっては、事前に京都府と協議を行うこと。
- (8) 事業を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- (9) 本リカレントプログラムは、大学、京都府、受託事業者が連携して実施するため、講座等の情報は、京都府、受託事業者と共有すること。
- (10) 検定料、受講料等については、大学が任意に決定し、本事業の大学の財源とすることができる。

### 4 京都府が実施する就労支援

対象はリカレントプログラム受講生とする。男性の受講を認めることは可能（個別カウンセリングを除く。）であるが、本事業の趣旨に鑑み過半数以上が女性になるよう努めること。

#### (1) 内容

- ・個別カウンセリング

キャリアカウンセラーが受講者一人ひとりの適性を見極め、再就職、起業など希望す

る職業及び職種に誘導

- ・就労前のセミナー

- ビジネススマナーや社会人の心構えなど職業人として必要とする内容

- ・企業とのマッチング交流会

- 企業説明会など

上記の就労支援については、学外での実施も想定する。

(2) 大学は、大学が有する情報資源を提供するとともに、個別カウンセリングや就労前のセミナーの場所についても、学内で実施する場合は学内施設を提供すること。

(3) 大学と京都府は、就労支援の詳細について事前に協議する。

## 5 京都府が実施する保育支援

支援はリカレントプログラム受講生に限定する。

(1) 講座、就労支援の間に限り生後6ヶ月から就学前の乳幼児の保育を実施する。

(2) 保育士派遣に係る経費については、予算の範囲内で京都府が負担する。

(3) 保育実施にあたっては、別途定める要領に基づき実施する。

(4) 大学は、保育に係る場所を提供するとともに、連絡調整を担当する者（3（6）中の連絡調整を行う担当者と兼務可）を配置し、保育希望受講者への説明を行うこと。

また、保育申込書や計画書など必要書類の提出を受け、決められた期日までに京都府に提出するとともに、保育の変更や取消については受講生から連絡を受け、速やかに京都府に連絡すること。

## 6 選考及び募集数

(1) 選考 京都府において、応募書類を審査の上決定する。

(2) 募集数 3大学以内（応募数により外部委員による意見聴取の場を設置することがある。）

## 7 応募手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

京都府文化生活部男女共同参画課 ワーク・ライフ・バランス推進係  
〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2F

電話番号 075-692-3495 FAX番号 075-692-3497

電子メール danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和5年4月17日（月）から5月16日（火）まで

（配布時間は平日午前9時から午後5時まで。ただし、配布最終日については正午まで。）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページからもダウンロードできる。

(3) 提出書類

様式1 申請書

様式2 実施計画書

様式3 経費計画

押印した正本を1部、副本を3部提出すること

(4) 応募申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和5年4月17日（月）から5月16日（火）まで

\*提出期限後に到着した応募申請書類は無効とする。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで。提出期限最終日については正午まで。）

又は郵送（書留郵便に限る。）

8 選定方法等

(1) 選定方法

- ・応募申請書類の内容をもとに、(2) の項目により評価し、京都府が選定する。
- ・必要に応じてヒアリングやプレゼンテーション及び外部有識者による意見聴取を行うことがある。

(2) 評価項目

○提案内容の審査項目

- ①事業の実現性
- ②スケジュール
- ③科目内容
- ④受講生のネットワーク構築
- ⑤受講施設の確保・環境など

9 その他留意事項

(1) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された応募申請書類は、返却しない。